# 令和8年度小規模保育所(なぎる保育園)申込要領

入所対象児は、以下に記載された「保育所の実施基準」(児童福祉法に基づき保護者が仕事や病気等により 家庭において十分養育することができない児童等)に該当する児童です。「保育所の実施基準」を満たさない 場合は入所申込みできません。

#### 1. 保育の実施基準

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4)疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 就学していること。
- (8) 求職活動を行っていること。(入所後90日以内の就労が前提)
- (9) 虐待やDVのおそれがあること。
- (10) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- (11) 前各号に類するものとして町長が認める事由に該当すること。
- ※ なお、就労の場合は、1月において48時間以上労働することを常態としていること、出産の場合は 予定月をはさんで前後2ヶ月の計5ヶ月であること等、申請理由により条件がありますのでご承知く ださい。
- 2. 設置主体 社会福祉法人 たちばな童園

#### 3. 保育園入園対象年齢

保育園名	所在地	入園対象児の生年月日	定員
なぎる保育園	稲取 1458-1	令和5年4月2日~令和7年10月1日	10人

#### 4. 受付期間等

受付期間	令和7年11月4日(火)~令和7年11月28日(金) 厳守(土・日・祝日を除く)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	東伊豆町役場2階 住民福祉課・子育て支援係 ③番窓口 ※熱川支所では受付はしておりません。

## 5. 提出書類

(1)支給認定兼利用申込書また は、支給認定現況届出書(継続)	記入上の注意を参照し、児童ごとに1セット提出して下さい。
(2) 就 労 証 明 書	就労先から証明を受けて下さい。
(就労していない方の理由書) 保護者及び祖父母等すべて	※病気、出産予定の方は、医師の診断書等の証明書添付 ・出産の場合は、母子手帳出産予定日のわかるページの写し ・求職活動中についてはハローワークの証明書の写し

- ※ 書類不備の場合、申込みされたことになりません。
- ※ 申込後、家庭状況等に変更があった場合は、速やかにご連絡下さい。
- ※ 書類審査後、必要に応じて**家庭状況調査**を行いますのでご承知ください。
- ※ この申込要領は、東伊豆町内に住民登録をされている児童用です。 東伊豆町内に住民登録のない方は、**住民登録をしている役所**にご相談ください。

## 【保育所とは】

保育所は、「児童福祉法」に基づき<u>保護者(祖父母等を含む)</u>が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分養育することができない児童を家庭の保護者にかわって保育をすることを目的とする児童福祉施設です。通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有するものです。

## 【保育時間等】

平 日 (開所時間) 7時30分~18時30分 平 日 (保育標準時間) 8時30分~16時30分

土曜日 希望保育

休園日 日曜日・祝日・年末年始

## 【利用者負担額】

子ども・子育て支援法の規定により、各家庭の前年度の所得割額(祖父母等を含む場合もあります。) 及び入所された月の1日付の年齢で決定される保育料を納付いただきます。(前年の所得割額は、「所得 課税証明書、納税通知書」等で確認することができます。)保育料等算定にあたり、課税状況等の調査を させていただきますのでご承知ください。(収入・所得の未申告等のないようお願いします。)

# 【入所の決定 (承諾)】

令和8年2月下旬に、支給認定証及び審査結果を保護者宛て郵送します。

(新年度園児募集は、審査・調整に時間を要し、支給認定、結果通知まで通常より日数を要します。) 保護者、その他同居家族の就労、健康状況等を勘案し**保育の必要性の高いとみなされる児童**から承諾 決定します。

次の場合には、入所することが出来ません。

- ・保育所に入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合
- ・入所できる基準に該当しているが、希望者多数により入所できない場合
- ・保育所に入所できる基準の該当事由により、保育の実施期間の希望に添えない場合
  - ※父母の他に家庭で保育できる者がいるため入所基準に該当しない場合等があります。
  - ※申込児童数が受入可能数を上回った場合等の理由で入所出来なかった児童は、**入所希望者リスト** (**待機児童リスト**) に登録します。

ただし、入所者の補充を行わない場合は、入所出来ませんのであらかじめご承知ください。

- (注1) 期限付(求職活動中等)の入所者については、期限日をもって退所となります。
- (注2)虚偽の申込みをされた場合、入所決定の取消及び保育の実施を解除することがあります。
- ※ 本要領は、令和7年10月20日時点の情報であり、今後予告なく変更となる可能性があります。

問い合せ先:東伊豆町役場 住民福祉課 子育て支援係

TEL: 0557-95-6204 (直通)